

社 会 福 祉 課

・ 社 会 係

・ 監 査 指 導 係

・ 保 護 係

1. 社会係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要										
1. 献 血 推 進 事 業 (昭 和 48 年 度)	千円 5	常に新鮮な血液を確保・供給するため、市民献血を実施する。 ・実施回数 年4回(4・7・10・1月第3木曜日) ・実施会場 市役所 〔令和6年度〕 <table><tr><td>実施回数</td><td>受付者数</td><td>献血者数</td><td>200ml</td><td>400ml</td></tr><tr><td>4回</td><td>233人</td><td>207人</td><td>14人</td><td>193人</td></tr></table>	実施回数	受付者数	献血者数	200ml	400ml	4回	233人	207人	14人	193人
実施回数	受付者数	献血者数	200ml	400ml								
4回	233人	207人	14人	193人								
2. 民生委員児童委員協議会事業費補助 (昭 和 43 年 度)	9,141	民生委員児童委員協議会活動の充実強化を図るため、その事業費を補助する。 ・民生委員児童委員全体研修会 270,000円 ・福祉研究部会 72,000円×3部会 216,000円 ・任期別等研修会 90,000円×3部門 270,000円 ・地区民児協事業 10地区 303,000円 ・民生委員児童委員活動費補助金 8,082,000円										
3. 社会福祉協議会運営費補助 (昭 和 41 年 度)	23,000	民間社会福祉事業の推進とその充実強化を図るため、活動の中核をなす社会福祉協議会に対して、運営費の補助をする。 ・人件費(職員4人)										
4. ふれあいのまちづくり事業補助 (平 成 3 年 度)	3,909	○ふれあいのまちづくり事業 地域住民が互いに助け合い、高齢者及び障がい者、児童・青少年に対し、総合的福祉サービスが、永続的かつ自主的に推進できるよう、明るく活力ある福祉社会を創造するため、その事業費を補助する。 【ボランティア活動基盤整備】 ・ボランティア活動保険事業 〔令和6年度〕加入者数 67団体 1,178人 個人 7名 ・ボランティア需給システム登録者数 39人 〔令和6年度〕新規登録者数 3人 ・ボランティアセンター運営 【NPO法人との連携事業】 ・NPO法人連絡協議会の設置 加盟法人数 10法人 【地域組織化事業】 ・地域福祉活動推進会議等多様な主体によるサービス提供体制の構築と地域における小地域ネットワーク体制構築の推進 〔令和6年度〕 会議開催 34回 参加人数 374人 【市民啓発事業】 ・福祉まつりの開催 ・小・中学生合同ボランティアスクール 〔令和6年度〕 7月31日 ボランティアについて考えよう 参加者 22名 ・福祉協力校事業 〔令和6年度〕 社会福祉協力指定校 2 校 社会福祉協力校継続校 小学校 10 校 中学校 4 校 高等学校 1 校 【買い物支援事業】 ・移動販売車との調整を図ることにより、買い物支援事業を実施										

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
5. ふれあいスポーツ 大会事業 (昭和48年度)	千円 661	高齢者や障がい者等が一堂に会し、スポーツを通して楽しみながら世代間の交流を図る。 ○実施期日 日程調整中 ○会場 ダノン城沼アリーナ 〔令和6年度〕 延 521人 46団体参加
6. 同和対策活動費 補助 (昭和50年度)	958	同和地区住民の生活の向上と福祉の増進を図る。 ○同和対策活動費等補助 958,000円
7. 総合福祉センター 運営 (平成5年度)	156,985	この施設は、ふれあいと安らぎのある地域社会の実現を目指し、地域福祉の拠点施設として、ともにふれあい、喜びを分かちあえる場の創出を目的としている。また、施設の管理運営は指定管理者が行っている。(指定管理者：社会福祉法人館林市社会福祉協議会、指定管理期間：令和4年度～令和8年度) 【内訳】 ○指定管理委託料 77,700 千円 ○工事費 68,693 千円 ○その他(保険料等) 10,592 千円
8. 罹災者見舞事業 (昭和52年度)	245	市内における火災等による罹災者に対し見舞金を支給し、市民福祉の増進を図る。 ○住居の全焼、又は全壊 30,000円 ○住居の半焼、又は半壊 20,000円 ○弔慰金 30,000円 ○床上浸水見舞金 10,000円 〔令和6年度〕 ・住居の全焼 2 件 ・住居の半焼 1 件 ・弔慰金 3 件 ・床上浸水見舞金 0 件
9. 地域共生社会 推進事業 (令和2年度)	11,200	地域住民が抱える様々な福祉の課題を解決するため令和2年度よりふくし総合相談窓口を開始し、その運営を社会福祉協議会に委託して、高齢者、障がい者、子ども、生活が困窮した状態にある方やひきこもり状態にある本人と家族などからの相談を受け止め、適切な助言や支援策を講じている。 なお、2年間の移行準備期間を経て令和5年度より、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施。 重層的支援体制整備事業 【包括的相談支援事業】 ・地域包括支援センターの運営事業(対象分野：介護) ・障害者相談支援事業(対象分野：障がい) ・利用者支援事業(対象分野：子ども・子育て) ・生活困窮者自立相談支援事業(対象分野：生活困窮) 【参加支援事業】(ひきこもり支援) 【地域づくり事業】 ・地域介護予防活動支援事業(対象分野：介護) ・生活支援体制整備事業(対象分野：介護) ・地域活動支援センター事業(対象分野：障がい) ・地域子育て支援拠点事業(対象分野：子ども・子育て) ・生活困窮者等のための地域づくり事業(対象分野：生活困窮) 【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】 【多機関協働事業】 ・ふくし総合相談窓口：総合福祉センター内 ・重層的支援会議

2. 監査指導係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
いきいきタクシー 1. 支援事業 (平成13年度)	千円 1,800	障がい者等が社会生活を営むうえで外出する際のタクシー料金を補助し、社会活動の便宜を図るもの。 〔補助対象者〕 ○69歳以下の身体障がい者等（高齢障がい政策課所管） ・身体障害者手帳1・2級 精神障害者手帳1・2級 ・療育手帳A（最重度・重度）・B（中度） ○69歳以下の高齢者（高齢障がい政策課所管） ・要支援、要介護認定を受けている第1号・第2号被保険者 ○母子・父子家庭（子育て支援課所管） ・四輪自動車を保有しない母子・父子家庭
社会福祉法人 2. 指導監査等 (平成25年度)	278	社会福祉法人の適正な運営と円滑な事業の経営の確保を図るとともに、利用者本位の福祉サービスの提供により、利用者が安心して利用できる施設となるよう助言を行う。さらに不適正な処遇や不正請求等に機動的に対応するとともに、良質なサービス事業者の育成と分かりやすい利用者サービスの一層の充実を図るため、その指導に努める。また、介護サービス事業所等の実地指導も同様に実施する。 【実績】 ・令和3年度実施数 1 法人 ・ 7 事業所 ・令和4年度実施数 3 法人 ・ 11 事業所 ・令和5年度実施数 2 法人 ・ 16 事業所 ・令和6年度実施数 3 法人 ・ 29 事業所 ・令和7年度予定数 3 法人 ・ 31 事業所

※新型コロナウイルス感染症のため一部中止

3. 保護係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
1. 生活保護 (昭和29年度)	千円 898,511	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。 令和6年度（令和7年3月31日現在 延べ人数） 生活扶助 4,995 人 出産扶助 1 人 住宅扶助 4,699 人 生業扶助 44 人 教育扶助 133 人 葬祭扶助 10 人 介護扶助 2,048 人 医療扶助 5,142 人
2. 応急生活資金貸付 (昭和30年度)	2,000	生活困窮者に対し、応急的な生活資金及び高額療養費の資金貸付を行う。 ・限度額 生活費 30,000円以内無利子 医療費 100,000円以内無利子 ・返済 1ヵ月据え置き 6ヵ月返済 令和6年度 貸付 15件 440,000円
3. 行旅病人等補助事業 (昭和29年度)	983	生活保護法第73条適用外者の軽治療費並びに交通費 令和6年度（令和7年3月31日現在 延べ人数） ・行旅病人等扶助費 0円 0人分 ・浮浪者一時対策費 0円 0人分 ・変死人扶助費 913,073円 5人分
4. 中国残留邦人等支援事業 (平成20年度)	11,220	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」により、平成20年4月から中国残留邦人の自立促進を目的に支援給付費を支給する。 ・支援内容は生活保護に準じた支援内容 令和6年度（令和7年3月31日現在 実世帯数等） （ 4 世帯 4 人 ）
5. 生活困窮者自立支援事業 【住居確保給付金】 (平成21年度)	1,631	第二のセーフティーネットとして平成21年10月から実施する。 失業等により住居を失う恐れのあるものなどに対して住宅費の一部を助成する。 (旧事業名) 平成25年度～（住宅支援給付事業） 平成21年度～（住宅手当緊急特別措置事業） 令和6年度（令和7年3月31日現在 実利用世帯数等） ・住宅喪失者 単身世帯数 0 世帯 0 円 複数世帯数 0 世帯 0 円 ・住宅喪失の恐れのある者 単身世帯数 5 世帯 334,200 円 複数世帯数 5 世帯 398,300 円 ○住居確保給付金支給額 10 世帯 732,500 円
6. 生活困窮者自立支援事業 【子どもの学習支援】 (平成29年度)	2,226	生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図る。（平成29年4月から実施） ・シルバー人材センターで実施している「おさらい教室」の月謝代等を負担 ・平成30年4月から中学生を対象に「英語」クラスを開設